

がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

平成21年6月5日

1. がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (3) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において病棟業務（薬剤管理指導業務）、抗がん薬注射剤混合調製、薬物血中濃度モニタリング、緩和ケア等の実技研修を3ヶ月以上履修していること、または、研修施設において引き続き3年以上、がん薬物療法に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (5) 日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会、及び別に定める学会が主催するがん領域の講習会などを所定の単位（10時間、5単位）以上履修していること。
- (6) がん患者への薬剤管理指導の実績50症例以上（複数の癌種）を満たしていること。
- (7) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (8) 日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 平成18年度～平成20年度における3ヶ月間の実務研修（上記（4））を履修し、平成21年9月30日までに認定申請する者にあつては（8）を必要としない。
- 2) がん薬物療法認定薬剤師申請資格は平成19年4月1日より施行する。
- 3) 平成19年4月21日改定
- 4) 平成20年2月2日改定
- 5) 平成20年6月7日改定
- 6) 平成20年7月26日改定
- 7) 平成21年6月5日改正

別添

がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2)、(5)で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

- 日本医療薬学会
- 日本薬学会
- 日本臨床薬理学会
- 日本癌学会
- 日本癌治療学会
- 日本臨床腫瘍学会
- 日本緩和医療学会
- 日本緩和医療薬学会

2. (5)で「日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会」とは、以下の団体が実施する講習会である。

- 日本病院薬剤師会
- 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）